

建設業労働災害防止協会長崎県支部

長崎労働局登録番号石綿1号

登録有効期間 2026年6月28日

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)の修了考查問題及び 合格基準の公表について

1. 修了考查問題配点 100点 (43問)

科目1	基礎知識1	5問×2点	10点
科目2	基礎知識2	5問×2点	10点
科目3	建築図面調査	7問×2点 7問×3点	35点
科目4	目視調査の実際と留意点	7問×2点 7問×3点	35点
科目5	調査報告書の作成	5問×2点	10点

2. 合格基準

各科目の得点数が各科目の配点の40%以上であって、かつ、受験した科目の配点の合計が60%以上であること。

建築物石綿含有建材調査者講習修了試験問題（一般）(B)

〈建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1〉 5 問×2 点 = 10 点

問1. 「建築物石綿含有建材調査」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合も、石綿含有建材がない旨の建物調査報告書を作成し、建築物の所有者等で調査を依頼した者に提出する。
2. 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の 2 種類で、「維持管理のための建築物調査」は含まれていない。
3. 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
4. 国内では、1956（昭和 31）年から、吹付け石綿が販売されていた。

問2. 「建築物石綿含有建材調査」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 現在でも、製造禁止前から使用されている石綿含有製品の継続使用は、禁止されていない。
2. 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル 1、2 に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
3. 事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3 年間保存しなければならない。
4. 令和 4 年 4 月から、解体工事部分の床面積の合計が 80 m² 以上の建築物の解体工事

は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

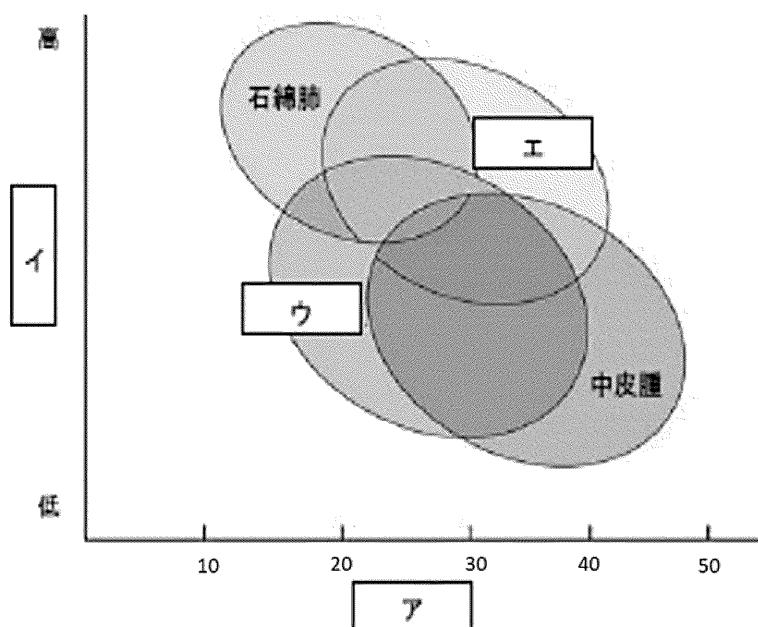
問3.「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 石綿の特性として、引張りには弱いが、摩擦・摩耗には強い点がある。
2. 石綿の特性として、電気を通しにくいが、細菌・湿気に弱い点がある。
3. レベル 1 の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。
4. 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル 2 の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突断熱材も含まれる。

問4.「建築物石綿含有建材調査」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 石綿累積ばく露量（石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関はない。
2. 各種環境における石綿濃度を把握することも、調査者にとって重要である。
3. 石綿纖維の直径は、髪の毛の 5000 分の 1 程度であり、肉眼では纖維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
4. 石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が数 f / mL ～数 100 f / mL の中等度の場合が多かったことが報告されている。

問5. 下図は、石綿ばく露と石綿関連疾患の発症に関するものである。選択肢1、2、3、4は、図中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。



1. ア) 石綿ばく露年数

- イ) 石綿濃度
- ウ) 胸膜プラーク
- エ) 肺がん

2. ア) 潜伏期間(年)

- イ) 石綿濃度
- ウ) 胸膜プラーク
- エ) 肺がん

3. ア) 潜伏期間(年)

- イ) 石綿ばく露量
- ウ) 胸膜プラーク
- エ) 肺がん

4. ア) 石綿ばく露年数

- イ) 石綿ばく露量
- ウ) 肺がん
- エ) 胸膜プラーク

問6. 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられており、また、自治体の条例でも調査義務が課せられている場合もある。
2. 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に 1968（昭和 43）年に制定された。
3. 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体のみが対象となる。
4. 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。

問7. 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
2. 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m² 以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
3. 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が 50 万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
4. 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、元請業者又は自主施工者である。

問8. 下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢1、2、3、4は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

No.	対象建設工事	規模
1	建築物に係る解体工事	ア
2	建築物に係る新築工事・増築工事	イ
3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	ウ
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの	エ

1. ア) 建築物の床面積の合計 80 m²以上
イ) 建築物の床面積の合計 500 m²以上
ウ) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
エ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
2. ア) 建築物の床面積の合計 100 m²以上
イ) 建築物の床面積の合計 500 m²以上
ウ) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
エ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
3. ア) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
イ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
ウ) 建築物の床面積の合計 80 m²以上
エ) 建築物の床面積の合計 500 m²以上
4. ア) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
イ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
ウ) 建築物の床面積の合計 100 m²以上
エ) 建築物の床面積の合計 500 m²以上

問9.「石綿含有建材調査者」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
2. 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
3. 石綿は建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物のみに多く使用されてきたが、機械・工具の類には使用されていない。
4. 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法にのみに影響するが、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などには影響しない。

問10.「石綿含有建材調査者」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報について、状況によってはこうした情報を提供してもよい。
2. 調査においては、自らの石綿ばく露だけに注意することが必要である。
3. 石綿含有建材調査者には、石綿の分析技術に関する知識は必要とされていない。
4. 石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識を有することも必要である。

問11.「建築一般」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
2. 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、建築物の防火規制を定めている。
3. 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
4. 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が2階にないものは耐火建築物としなければならない。

問12.「建築一般」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法において「壁（構造上重要ではない間仕切壁を除く）」は、建築物の主要構造部である。
2. 建築基準法において「柱（造上重要ではない間柱、附け柱を除く）」は、建築物の主要構造部である。
3. 建築基準法において「床及び構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床」は、建築物の主要構造部である。
4. 建築基準法において「梁（構造上重要ではない小梁を除く）」は、建築物の主要構造部である。

問13.「建築一般」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5以上で14以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。

2. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15 以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3 時間」である。
3. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15 以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30 分間」である。
4. 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30 分間」である。

問14.「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
2. 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、40 分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。
3. 難燃材料とは、5.5mm 以上難熱合板、7mm 以上せっこうボードで、5 分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。
4. 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。

問15.「建築一般」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となるため、施工されている。
2. 空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、ファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿は施工されていない。

3. ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多く、配管の石綿含有保溫材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿などが施工されている。
4. 昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。

問16.「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有吹付けロックウール（湿式）は比重が小さく柔らかいので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹付け石綿に使用されていると推測できる。
2. 石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として半乾式（半湿式）工法が開発され、現在では半乾式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。
3. 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
4. 石綿含有吹付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「セメント」と「水」である。

問17.「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 人工軽量骨材であるバーミキュライトは、一般的にはバーミキュライト（雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物）を高温（800～1,200℃）で焼成し、膨張（5～20倍）させたものであり、白銀色～黃金色で、比重は0.08～0.4である。
2. 吹付けバーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケースはあるが、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）はない。
3. 昭和30年代後半から50年代にかけて建築されたRC構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。
4. 石綿含有吹付けパーライトが使用された目的は、吸音、断熱、結露防止、化粧仕上げで

あり、代表的な製品名は「アロック」「ダンコートF」である。

問18. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 屋根用折板石綿断熱材のち、石綿フェルトについては、折板の幅に合わせて製造され、工場で折板に接着されるもの、建設現場にて接着されるものがあった。
2. レベル3の石綿含有建材においても、石綿則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの対象となる。
3. レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
4. 軽微な場合も含め、解体・改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有していないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。

問19. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
2. 石綿含有パルプセメント板は、大半の製品が準不燃材料の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
3. 石綿含有けい酸カルシウム板第一種レベル3の成形板では、「アモサイト」を使用している製品の割合が一番高い。
4. 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。

問20. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有ビニル床タイルは、事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている。
2. 石綿含有ビニル床シートは、裏面に製品名などの印字がない場合が多い。
3. 石綿含有窯業系サイディングには、「木纖維補強セメント板系」、「纖維補強セメント板系」、「纖維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木纖維補強セメント板系」については、石綿全てを原料としている。
4. 石綿含有窯業系サイディングの補助資材のうち、同材質役物(出隅用、入隅用役物)の場合は、石綿を含有している場合がある。

問21. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根（大波）、壁（小波）に使われ、中波は使用された数は少ないが、屋根・壁に使用されている。
2. 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。
3. 石綿含有ルーフィングは、目視では、石綿が含有されているか否かの識別は極めて困難である。
4. 石綿セメント円筒の耐火二層管は、排水管、換気管、配電管などに使用されている。

問22. 「書面調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。
2. 目視調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。

3. 書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
4. 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。

問 23. 「図面の種類と読み方」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。
2. 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「総合仮設計画申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を総合仮設計画図と言う。
3. 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアしていないが、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
4. 竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。

問 24. 「書面調査結果の整理」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 網羅的調査（目視調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「全ての建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
2. 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも目視調査の際に有効である。
3. 建築図面がない場合でも、建築物の配置図・案内図がある場合が多く、これらを事前に入手したり、建築物の関係者より事前に、建築物概要（階数、面積、構造など）や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、目視調査のために整理しておく。

- 建築図面が全くない場合、推測で図面を作成することは認められないため、各階の概略平面図は作成すべきではない。

問 25. 「目視調査の流れ」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うもとなる。
2. 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
3. 石綿含有建材調査者は、所有者などから得た情報に基づき、依頼者と作業内容などについて打ち合わせを行い、建築物名、所在地、調査要望日（可能日）、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会い者の有無などを確認することが望ましい。
4. 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。

問 26. 「事前準備」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
2. 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
3. 事前調査で使用する調査用品には、霧吹き、湿潤器、カメラ、ホワイトボード、ヘッドライト、懐中電灯、試料採取用密閉袋（チャック付きポリ袋）、粘着テープ、ハンマーなどの工具、ちり取りセット等がある。
4. 調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バール、ハンマー、ベビーサンダーなどが必要となる。

問 27. 「目視調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
2. 目視調査に臨む基本姿勢として、同一パターンの部屋が続いたり、上下階の往復を何回か繰り返す必要がある場合でも、同一だからと調査対象の部屋を割愛したりしてはいけない。
3. 目視調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
4. 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのではなく、試料採取したその部屋で記入し、忘却や試料の混同を避けるようにする。

問 28. 「建築物石綿含有建材調査」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 関係者へのヒアリングにおいて、建築当初の施工物とは異なるのではないか等の疑問を感じた場合には、所有者に対して当該建築物の改修履歴を確認する。
2. 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
3. 目視調査の最大の留意点は調査ミスをしないことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
4. 令和 3 年 4 月以降において、事前調査では、書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。

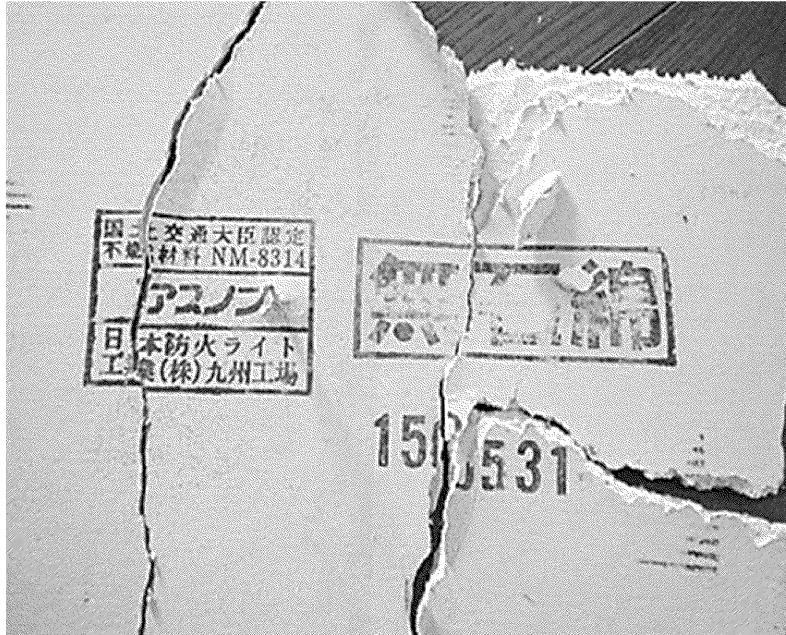
問 29. 「目視調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. レベル 3 の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。
2. 試料採取をする際の石綿へのばく露防止対策として、石綿含有建材調査者は必要に応じて適切な保護具を装着するとともに、周囲に人がいないことなどを確認することが重要である。
3. 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。
4. 試料採取の注意事項として、採取する際には、飛散抑制剤等で湿潤する。

問 30. 「目視調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12 カ月以内ごとに 1 回」、定期に医師による健康診断を受けなければならない。
2. レベル 1 の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿あり」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。ただし、「みなす」場合は分析は行わなくてよい。
3. レベル 1 の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないと判定できる。
4. レベル 2 の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合はない。

問31. 写真の建材の裏面から得られる情報1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。



1. 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
2. アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
3. 国土交通大臣認定不燃材料 NM – 8 3 1 4 は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
4. アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。

問32.「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m²以上の場合、600 m²ごとに 1 箇所当たり 10 立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
2. 一建築物であって、耐火被覆の区画に関し、記録がなく、かつ耐火被覆の業者（吹付け業者）が不明確な場合、各階を施工範囲とする。
3. 採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺を HEPA フィルタ付き真空掃除機で清掃する。
4. 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残さ

れていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。

問33.「試料採取」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
2. 建築用仕上塗材の試料の採取は粉じんが飛散しないように採取面に無じん水を散布（噴霧）してから、カッターナイフ、スクレーパ等で仕上塗材表面部分から仕上塗材内部に刃先を入れ少しづつ剥離、採取する。
3. 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所当たり100平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
4. 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多い。これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。

問34.「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 書面・目視調査にはじまり、試料採取、そして分析までが適切に行われるには、的確に情報伝達を行うとともに、責任分担を明確化にすることが必要である。
2. 採取してきた分析試料は整理し、それぞれの分析試料の袋に、試料番号と部屋名、部位、建材製品名、採取年月日が正しく記入されているかを確認する。
3. 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。
4. 分析依頼書は、各分析方法で共通に使えるように、試料採取者、試料送付者、試料受取者、分析者までの個人名および実施日時が入る欄を設け、分析試料の受渡及び保管の責任を明確にして、各当事者が記入する。

問35.「目視調査の記録方法」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」、が挙げられる。
2. 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
3. 撮影時のカメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準ずる必要はない。
4. 撮影に際しては、対象物は近接撮影（アップ）を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。

問36.「目視調査の記録方法」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。
2. デジカメはメモ代わりにもなるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。また念のため1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮ることにも留意する。
3. 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。
4. 劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついてへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりがない状態の場合は、「劣化なし（劣化が見られない）」と判定する。

問37. 「建材の石綿分析」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 定性分析方法 1 及び定性分析方法 2 は、“アスベストの含有の有無の判定基準”は同じである。
2. 定性分析方法 2 及び定量分析方法 1 は、建材製品中のアスベスト分析だけを対象としており、また、ILO 条約の精神を踏まえ石綿除去作業者等の安全衛生を考慮して作成した方法である。
3. 定性分析方法 1 及び定量分析方法 2 は、建材製品、天然鉱物及びそれを原料としてできた製品中のアスベスト分析に適用可能である。
4. 定性分析方法 1においては、実体顕微鏡観察で纖維が検出されなかった場合や、調べた纖維がいずれもアスベストでなかった場合は、無作為に試料の一部を分取して 2 枚以上の標本を作製する。

問38. 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「1. 石綿含有の有無」、「2. 含有していた場合のリスク」、「3. 今後の維持管理の方法」の 3 点を簡潔に説明する必要がある。
2. 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結果、写真やチャート図その他）が揃っているかを確認する。
3. 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料採取場所」や「試料部位」と分析結果報告書の記載については確認する必要はない。
4. 二層吹きの吹付け材の場合、分析結果に疑問や違和感はないかを確認する。

〈建築物石綿含有建材調査報告書の作成〉5問×2点＝10点

問39.「目視調査総括票の記入」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
2. 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。
3. 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。
4. 建築物の概要の検査済証交付日・番号は、可能な限り年月日まで記入する。

問40.「目視調査総括票の記入」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。
2. 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
3. 今回調査箇所欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合(○○棟)に、各棟が同時期に建築され、仕様が同一であればまとめて記載してもよい。
4. 今回調査箇所欄における外部は、外階段や外壁等の建築物の外部について記載する。外部欄には調査を行った場所を記載する。

問41. 「目視調査総括票の記入」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
2. 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
3. 外観の記入においては、外壁の構造の種別に違いはないため、建築物正面側の化粧仕上に注視すればよい。
4. 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称での記載は不可である。

問42. 「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
2. 試料を分析機関に送付したら、目視調査個票を作成するが、少しの記憶が残っていれば、調査日から日数が経過してから作成してもよい。
3. 目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
4. 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があつた場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。

問43. 次の1～4のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを見なさい。

1. 事業者の名称、住所及び電話番号

2. 調査対象の建築物等の竣工日等
3. 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
4. 目視による確認が困難な材料の有無及び場所